

**春日野交差点（交通島）デザイン検討・設計業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

春日野交差点（交通島）デザイン検討・設計業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

神戸市では、三宮交差点を中心に税関線と中央幹線の一部を人と公共交通優先の空間とする「三宮クロススクエア」を整備し、沿道建築物と一体となったにぎわいを創出し、駅から周辺のまちへのつながりを強化し、神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指している。その実現に向けては、必要な交通対策を実施し、交通状況を見据えながら段階的に三宮交差点の東側から整備を進めていくこととしている。実現のための対策として、中央幹線に流入する通過交通を外周道路に誘導するために、春日野交差点改良工事を実施している。その工事によって生じる広幅員の交通島について、地域特性を踏まえ良好な景観形成を目指し、修景整備するために、デザイン検討及び設計を行うもの。

（2）業務内容

「春日野交差点（交通島）デザイン検討・設計業務」特記仕様書による。

（3）事業規模（契約上限額）

金 9,500 千円（消費税含む）

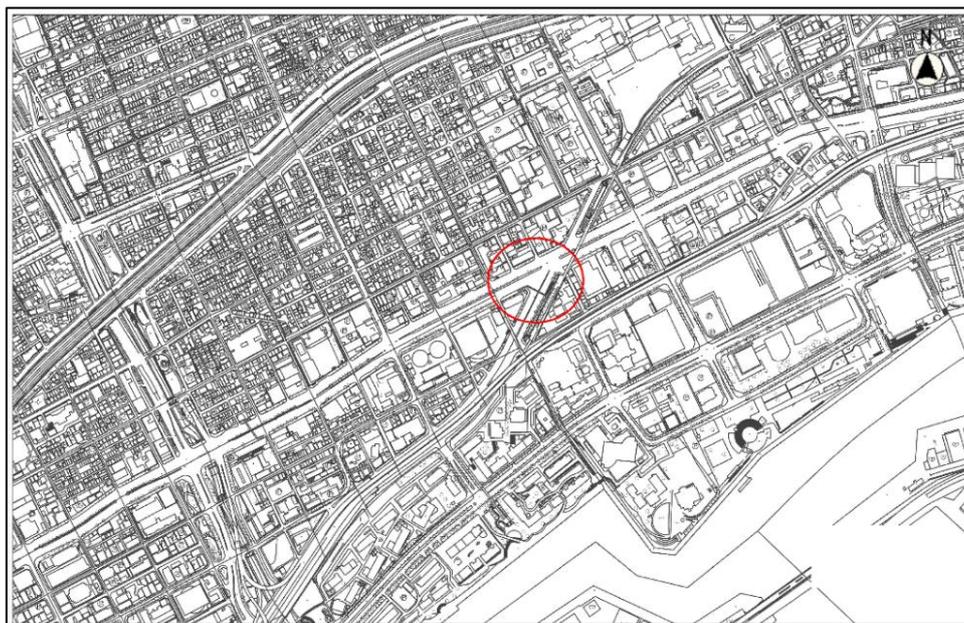
（4）契約期間

契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 3 1 日

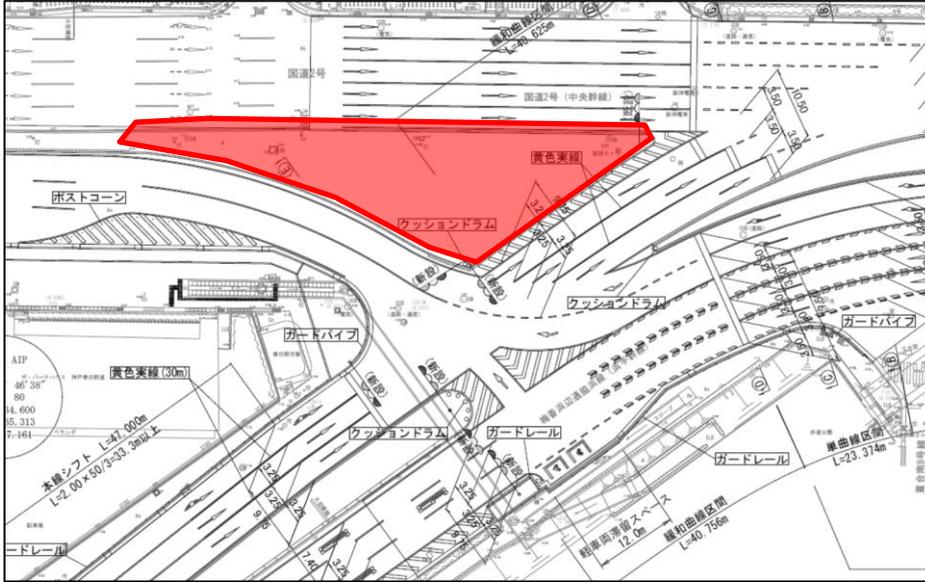
（5）履行場所

神戸市中央区脇浜町 3 丁目 春日野交差点

【位置図】



【業務対象範囲】 約 700 m²



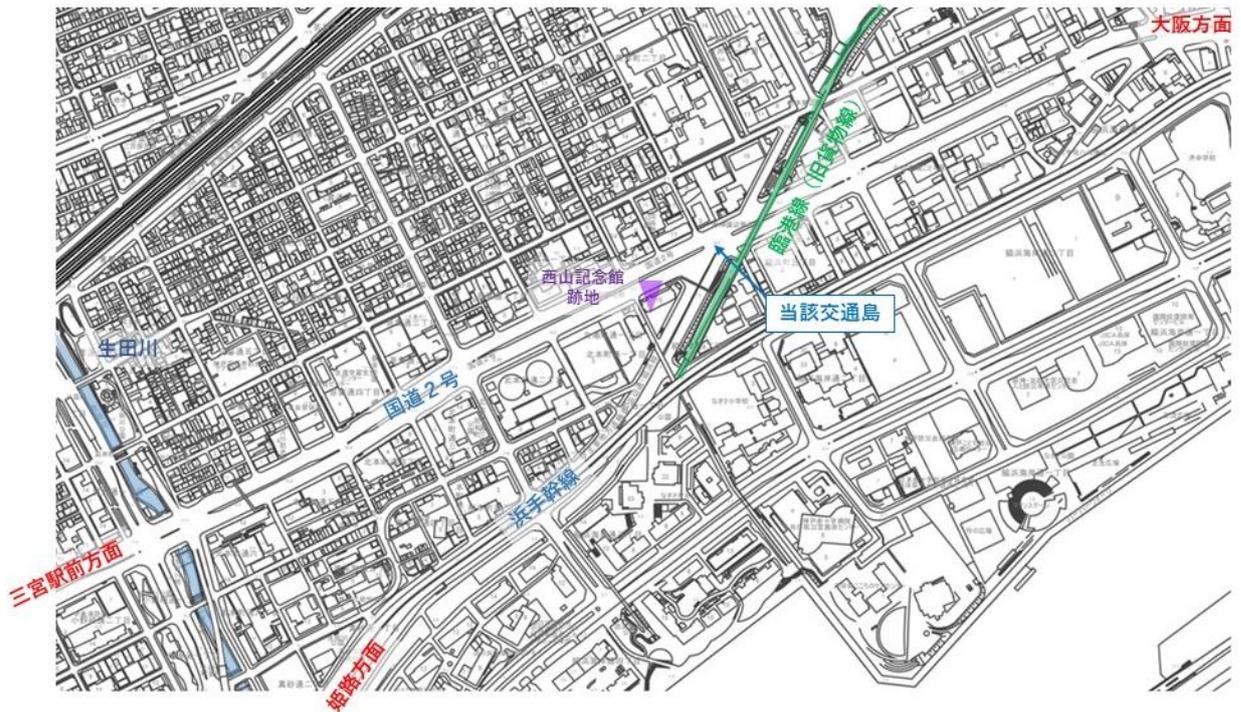
【参考】 春日野交差点の位置付け



春日野交差点について

春日野交差点は東西の幹線である国道2号と浜手幹線（梅香浜辺通脇浜線）が交わる Y 字状の交差点であり、東から来たときに、都心（三宮駅前）方面と姫路方面の分岐部に位置している。かつては神戸港へ向かう貨物線（現在は廃線となり遊歩道化）が交差したり、村野藤吾設計の西山記念館（現在は解体）が立地したりする等、交通上の結節点で、かつ、シンボリックな場所でもあった。

当交差点の西行きは、従来、三宮方面（直進）が3車線、姫路方面（左折方向）が2車線であったが、三宮クロススクエア整備に向けて、三宮駅前の通過交通を迂回させるため、三宮方面を2車線、姫路方面を3車線にするとともに、三宮方面を右折形状とする形に再整備した。その結果、生まれた交通島が今回の整備対象である。



(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

(1) 参加資格要件

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者（個人を含む）でグループを構成して応募する場合は、代表事業者を選定の上、次のアからウまでの条件を満たすこととする。なお、本プロポーザルを経て本業務の受注者として選定され、業務委託契約を締結した後は、委託契約約款に基づくこととする。

ア 代表事業者は、次の①から⑦までの条件を満たすこと。

- イ 代表事業者以外の事業者は、次の②から⑦までの条件を満たすこと。
- ウ グループを構成する事業者のうち、1社ないし複数社で⑧の条件を満たすこと。
- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格を有すること。
 - ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - ③経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
 - ④企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ⑤神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
 - ⑥国税及び地方税を滞納していない者であること
 - ⑦委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した管理技術者その他の技術者を確実に配置できること。ただし、技術者は「(2) 技術者要件」に掲げる要件を満たす者であること。

(2) 技術者要件

次に掲げる技術者を配置すること。

①管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

②照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う者とする。

③デザイン技術者

本業務のデザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの肩書を有すること。

デザイナー

建築家

ランドスケープデザイナー

アーティスト

④その他

・管理技術者及びデザイン技術者は、前述の要件を満たせば1人で複数の技術者を兼ねることができるものとする。ただし、照査技術者は他の技術者を兼ねることはできないものとする。

・管理技術者、デザイン技術者の業務実績については、発注主体の官民及び元受け、下請けの別を問わないものとし、また過去に所属していた企業における実績（管理技術者にあつては、管理技術者又は主任技術者としての実績に限る。）を含むものとする。

・配置予定技術者は、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。

・配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病気休

暇等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。

・配置技術者が、他のグループの提案者の技術者になることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年6月21日(金) |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年7月5日(金) 17時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年7月12日(金) (予定) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和6年7月19日(金) 17時必着 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年8月7日(水) 17時必着 |
| (6) 選定委員会(プレゼン審査)の開催* | 令和6年8月中旬～下旬(予定) |
| (7) 選定結果通知 | 令和6年8月下旬(予定) |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和6年8月下旬(予定) |
| (9) 事業完了 | 令和7年3月31日(月) |
- ※選定委員会(プレゼンテーション)の日時については、企画提案書提出事業者へ別途通知を行う。

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の交付
 - ① 交付期間
令和6年6月21日(金) から令和6年7月19日(金) 17時まで
 - ② 交付方法
神戸市ホームページからダウンロード
https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/kasugano_koutsuuujima_boshuu.html
- (2) 質問の受付
 - ① 受付期間
令和6年6月21日(金) から令和6年7月5日(金) 17時まで
 - ② 提出方法
別紙の様式2「質問票」に記載し、神戸市都心再整備本部都心三宮再整備課まで電子メール(PDF形式)により提出すること。
 - ③ 質問への回答
質問者全者に対して、令和6年7月12日(金) (予定) までに電子メールにより回答する。また、質問及び回答は神戸市ホームページにも掲載する。
参加表明者のみ配布される資料に関する質問は、参加表明者にのみ回答する。
(質問回答後に参加を表明したものには、配布資料と併せて回答を送付。)
- (3) 参加表明手続き
 - ① 提出書類
別紙 様式1-1又は1-2 参加表明書
 - ② 受付期間
令和6年6月21日(金) から令和6年7月19日(金) 17時まで
 - ③ 提出方法
神戸市都心再整備本部都心三宮再整備課まで電子メール(PDF形式)により提出すること

(4) 企画提案書の提出

①提出書類

企画提案書として、以下の書類を提出すること。なお全て片面印刷とする。

a.提案書表紙【様式3】

b.技術者の経歴等【様式4】

c.業務の実施体制【様式5】

文字サイズは10ポイント以上

d.業務の実施方針及び実施工程【様式6】

文字サイズは10ポイント以上

e.企画提案概要【様式7】

・文字サイズは10ポイント以上

f.企画提案内容【様式任意】

・文字サイズは10ポイント以上

・A3サイズ、5枚以内

・整備の全体像を示すパースを最低1点作成すること。なお、選定された事業者のパースは公表することを想定している。

・本提案の整備費の上限金額は50,000千円とする。

・以下の4点を満たすべき条件とし、当該地や神戸の地域特性、社会的な課題への対応等も踏まえながら今回の修景整備のコンセプト及びデザインを提案すること。

(1) 良好な景観形成に資するデザイン

(2) 夜間景観の演出

(3) メンテナンスの容易さ・維持管理コストに配慮したデザイン

(4) 耐久性が高く、走行車両の安全性が確保されたデザイン

・維持管理費については、整備後に必要となる毎年の費用、および、数年後にメンテナンスが必要となる場合は、その期間と費用を記載することとする。

g.本業務に係る見積書及びその内訳【様式任意】

見積金額は、本業務を実施するために必要となる全ての経費とする。

h.会社概要【任意様式、パンフレット等でも可】

複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、全事業者の事務所概要を添付すること。

②提出期限

令和6年8月7日(水)17時まで(消印有効)

③提出方法

郵送又は事前連絡の上での持参

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時~12時、13時~17時

④提出部数

正本1部、副本8部

電子データ各1部(CD-R又はDVD-R、PDF形式): 正本及び副本

※副本については提案者の社名及び社章等の社名を連想させる図面並びに技術者の氏名を記載しないこと。

※電子データはウイルスチェックを行った上で提出すること。また表面に以下の情報を明記すること。

(作成年月日、ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義日)

⑤提出場所

住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 6F
神戸市都心再整備本部都心三宮再整備課

T E L : 078-984-0243 (直通)

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目	評価の着目点	配点
実施体制 (15点)	事業者の業務実績 同種・類似業務の実績	5点
	技術者の的確性 管理技術者、都市デザイン技術者の同種・類似業務の実績や表彰の有無	10点
実施方針 (15点)	実施方針、実施工程の的確性 本業務の目的を適切に理解し、当該地域の特性を踏まえた実施方針及び実施工程が計画されているか。 等	15点
業務の着眼点及び考え方 (50点)	テーマ①良好な景観形成に資するデザイン ・当該地や神戸の地域特性、社会的な課題への対応等も踏まえた良好な景観形成に資するデザインになっているか。 ・道路交通が輻輳する圧迫感や煩雑感を軽減し、より人にやさしい空間となるデザインになっているか。	20点
	テーマ②夜間景観の演出 夜間景観の演出が優れているか。	5点
	テーマ③メンテナンスの容易さ・維持管理コストに配慮したデザイン メンテナンスの容易さ・維持管理コストに配慮したデザインになっているか。	15点
	テーマ④耐久性が高く、走行車両の安全性が確保されたデザイン 耐久性が高く、走行車両の安全性が確保されたデザインになっているか。	10点
その他 (5点)	提案に特に優れた点がある場合	5点
価格 (5点)	本業務（デザイン検討・詳細設計）にかかる見積価格 経済的な見積額であるか	5点
地元企業 (10点)	地元企業に対する加点 地元企業（市内に本店を有する企業）もしくは準地元企業（本店が市内にないが、支店等が市内にある企業）が構成員に含まれているか。	10点
合計		100点

(2) 選定方法

- ・本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。
- ・本企画提案の審査については、市職員および有識者等で構成される春日野交差点（交通島）事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ・選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、その評価点数が最も高い者を選定する。
- ・評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、その中から「実施方針」、

- 「業務の着眼点及び考え方」及び「その他」の点数の合計が最も高い者を選定する。
- ・最も評価点が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が 50 点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 公募の過程で提供した資料や情報を第三者に漏らすこと
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、その他の順位と総得点を掲載する。なお、選定事業者以外の応募者名は公表しないものとする。

(5) 契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・選定された候補者が辞退、その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうちで、選定での評価が高かった提案者から順に契約交渉の相手方とします。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 本プロポーザルは業務実施にあたり最も適した委託候補者を選定するためのものであり、成果品の一部の提出を求めるものではないため、作業負担の大きい表現は必要としない。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての企画提案書は返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポ

ーザル参加は無効とする。

ク 提案された配置技術者の変更は認めないものとし、契約締結後、確実に本業務に従事させること。ただし、技術者本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合においては、この限りではない。

ケ 道路区域であること等の法的な視点での内容の適格性を考慮した提案とすること。

コ 将来、国道改良等により道路形状が変更される場合は、本業務により整備された空間についても変更の可能性があるものとする。

サ 管理者間協議次第では提案内容通りにはならない可能性があるものとする。

シ デザイン検討・設計業務の実施にあたっては、本市が設置している「都心三宮デザイン調整会議」における意見・助言、及び本選定委員会で出た委員の意見を踏まえながら検討することとする。

都心三宮デザイン調整会議については、神戸三宮「えきまち空間」・税関線 景観デザインコード [概要版] p. 10 を参照

(2) 市からの提供・貸与資料

参加表明書を提出した事業者にのみ、下表の資料データを電子メールにて配布します。

- ・春日野交差点改良工事 平面図等
- ・交通量調査結果
- ・神戸三宮「えきまち空間」・税関線 景観デザインコード [全体] 及び [概要版]

(3) 問い合わせ先

住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 6F

神戸市都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課 高倉、中島

T E L：078-984-0243 (直通)

F A X：078-222-1605

E-Mail：toshin-kikaku@office.city.kobe.lg.jp

※タイトルを「春日野交差点(交通島)デザイン検討・設計業務に関する質問」としてください。